

研究報告

盆踊りの禁止と復興に関する歴史的研究

－岐阜県郡上おどりを事例に－

伊東 佳那子¹⁾・來田 享子²⁾

Historical Studies on Prohibition and Restoration of *Bon Odori*

－ The Case of *Gujo Odori* in Gifu －

Kanako ITO, Kyoko RAITA

1. はじめに

盆踊りは、民俗芸能、民俗舞踊の一つに位置づけられ、日本のよき文化であるとされている¹⁾。夏には全国各地で踊られており、足立²⁾は、盆踊りのような「ローカルな伝統文化が、その地域にとっての重要な観光資源として位置づけられ、地域づくりの契機になる」と指摘する。また、2018年に文化庁が策定した「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる（第1期）－」では、文化芸術の「多様な価値」を活かして、「文化芸術立国」の実現を目指すことが目標とされている³⁾。この基本計画の中で、文化財の積極的な保存・活用により、地方創生や地域経済の活性化等を進めることが目指されている。国の文化財に登録されている盆踊りは、この取り組みの一端を担うと考えられる。

本研究が対象とする郡上おどりは、日本三大盆踊りの一つであり、岐阜県郡上市八幡町において開催される伝統的な盆踊りである。1996（平成8）年には、国の重要無形民俗文化財の指定を受けた。現在は、郡上市八幡町の重要な観光資源として位置づけられている一方で、地元の人々の「踊り離れ」による担い手や後継者不足

が問題視されている。

地域における民俗芸能の伝承が抱える課題を解決するためには、人々の生活に根付いた盆踊りの存在価値を歴史的に考える視点が不可欠である。

盆踊りの歴史をさかのぼると、起源は諸説あるが、平安時代の踊り念仏が宗教的行事と結びつき定着したとされている。盆踊りは幕末まで、日常の様々な秩序の枠を取り払い、踊りに参加する人々を熱狂させる祝祭空間であり、また恋の逢瀬を楽しむ公認の場ともなって発展してきた⁴⁾。

しかし明治時代には、盆踊りのもつ身体や性の解放要素が文明開化の妨げとなり、風紀を乱すという理由から、各県に盆踊り禁止令が公布された⁵⁾。この盆踊り禁止令の全体像については、各地域に出された禁止令の記載内容には地域で差があり、各県の盆踊りに対する考え方の違いによって規制状況が異なっていたことを池間⁶⁾が指摘している。本研究が対象とする岐阜県では、1874（明治7）年に盆踊り禁止令が公布された。また翌1875（明治8）年には、手踊りに関する禁止令が公布されている。

大正時代に入ると盆踊りの弾圧は弱まり、昭和時代には、戦時中の自主規制がみられる地域

¹⁾ 中京大学体育学研究所

²⁾ 中京大学スポーツ科学部

は存在するものの、全国的に盆踊り復興の動きがみられた⁷。この復興の動きをうけて、各地の盆踊りは現在まで伝承されている。

郡上おどりは、寛永年間(1624-1644年)に地域の人々の融和を図るため催したのに始まったとされている⁸。前述した明治時代の禁止令により、一時期は弾圧を受けたものの、1922(大正11)年には「郡上おどり保存会」(以下、保存会)が設立され、盆踊りの復興がめざされた。先行研究において、禁止令公布から保存会設立までの約50年間の盆踊りの状況については詳細が明らかになっていない。

以上の背景を踏まえ、本研究の目的は、岐阜県を取り上げ、明治時代に盆踊りが禁止された背景を明らかにしたうえで、保存会がどのように盆踊りを復興したかを検討することである。具体的に以下の3つの課題を設定した。課題1では、明治時代の岐阜県がなぜ盆踊りを禁じたのか、また盆踊りをどのようなものとして認識していたのかを禁止令の記載内容から明らかにする。課題2では、禁止令以降、復興の兆しとなるような盆踊り実施があったかどうかについて、明治時代に出された地方新聞から明らかにする。課題3では、保存会が盆踊り復興のために行った取り組みを、郡上おどりに関する文献から明らかにする。

盆踊りの禁止から復興までの歴史的経緯を検討することは、文化庁の指摘する文化芸術がもつ「多様な価値」について再認識する契機となると考える。本研究の意義は、1)盆踊り復興にみる岐阜県の盆踊りがもつ価値を示す、2)地元の踊り離れが問題視されている現状を打開するために、郡上おどりの価値を再認識する知見を提示する、という2点にあると考える。

2. 方法

検討する史資料を以下に示す。

課題1:『岐阜県史稿 政治部 民俗』『岐阜県史稿 制度部 禁令』(国立公文書館所蔵)に掲載されている盆踊りや踊りの禁止令の記載内容を検討する。また、『岐阜県教育史 通史編 近

代一』⁹を補完資料として用いる。

課題2:岐阜市歴史博物館編『岐阜日日新聞見だし一覧』¹⁰、岐阜県議会史編さん委員会編『岐阜日日新聞記事目録 上下』¹¹を参照しながら「岐阜日日新聞」(1880年創刊、岐阜県図書館所蔵)における盆踊りや踊りに関する記事を抽出する。現存する新聞記事は、1880年5月~10月、1882年7月~12月、1885年~現在までであるが、本研究では、分析を終えた1897年までを対象とする。

課題3:郡上市や郡上おどり保存会が発行する文献『郡上おどり』¹²、『歴史探訪 郡上八幡』¹³、『歴史で見る郡上おどり』¹⁴などから保存会が行った取り組みを検討する。

3. 結果及び考察

3-1. 禁止令からみる盆踊りに対する認識

1874(明治7)年に、岐阜県令小崎利準によって以下の盆踊り禁止令が公布された。

「盆踊りヲ禁ス」

舊来村町ニ依リ盆踊ト唱ヘ老幼男女群集無益ノ事ニ時日ヲ費シ加之間々不行躰ノ儀モ有之趣以ノ外ノ悪習ニ候間自今一切不相成候今後心得違ノ者有之ハ取締番人ニ於テ見附次第名前取糺シ可申出筈ニ候條兼テ可相心得此段及布達候事

右ノ趣無洩可觸スモノ也

上記から、県令は盆踊りを老幼男女が群集し無益の事に時日を費やす悪習と認識していたことが読み取れる。しかし、盆踊りを踊ることに対する禁止理由は記載されていないことから、踊る行為そのものが禁止されたわけではなく、大勢の人が集まる「場」が問題視された可能性が考えられる。

さらに、禁止令には、これに背いた者は取締番人を見つけ次第名前を取り糺す旨が記されており、岐阜県が盆踊りを厳しく弾圧する様子がかがえた。

翌1875(明治8)年に公布された手踊りに関する禁止令には、次のように記載されている。

「十二月二十七日神社祭典等ノ節学齡ノ子

女ヲシテ手踊獅子舞等ノ群ニ混合セシムルヲ禁ス」
 神社祭典等之節子供手踊或ハ獅子舞等之土地ニ於テ従来学齡ノ子女ヲ驅リ其伎藝ニ携ハラセ候向モ有之趣右者前以傳習等ニ数日ヲ費シ夫カ為メ教育ノ妨害ヲ生シ不都合ニ付向後学齡ノ子女ヲシテ右等ノ群ニ混入セシメ候儀決シテ不相成候條此段各村末々迄無遺洩可相達候也

ここでは、教育上の観点から手踊りを禁じている。禁止令以前の神社の祭典では、学齡の子女が、手踊りや獅子舞を行っていた。しかし岐阜県は、それらを伝習するために数日間を費やすことは、教育の妨害になると考えたため、学齡の子女が手踊りの群に混ざることを禁じたのである。

この禁止令は、1872（明治5）年の学制公布以降、教育制度が整えられることに並行して公布された。学制は学校を設立し学校制度を運営する機構として学区制を採用し、中学区には学区取締を置いた¹⁵。上記の禁止令は、当時岐阜県の第三〇番中学区取締であった上松萬造氏により提起された。この背景には、学区取締が村の祭りやその時催される芝居や踊りなどの民衆芸能に対し厳しい目を向けていたことが関係している。さらに、文明開化の名のもとに修験道、神仏祈願などの習俗や信仰は否定され、近

代的な科学知識の導入が図られた¹⁶。つまり、岐阜県は盆踊りや手踊りなど人々の生活に根付いた慣習的な文化を、教育上や風俗上の理由から強制的に弾圧したのである。

3-2. 禁止令後の盆踊り実施状況

1880年から1897年までの新聞記事の検討から、盆踊りや踊りに関する記事を6件確認することができた（表1）。このうち年月日の古い順にみた2件は、豊年踊りが禁止されていることを伝える内容であったが、残りの4件は、庶民が祭典や日々の生活の中で踊りを行った様子を報じていた。

3-2.1 盆踊りの禁止を伝達する記事（2件）

1882（明治15）年8月26日¹⁷と9月1日¹⁸の記事では、高山警察署が豊年踊りを禁じる通達を出したことが報じられた。豊年踊りとは、豊作を祈願する踊りである。9月1日の記事では、高山警察署による布達が全文掲載されており、禁止の対象とされた豊年踊りは「日没ヨリ男女路上ニ群衆シ異様ノ姿ニテ喧噪ス」と表現され、この状況が風俗を紊乱し、通行の妨害になるとされた。これは、前述の盆踊り禁止令の内容に類似する点である。また、このような禁止内容を示すと同時に、記事では「人民が自由に偕楽する」踊りを禁じるのは「余計のお世話」だと

表1. 岐阜日日新聞における盆踊りや踊りに関する記事

年月日	内容
1882（明治15）年 8月26日	飛騨國高山町にては毎年九月の上旬となり孟蘭盆会に豊年躍りをしり古例なりしが如何なる故にや頃日高山警察署長三輪某より之を行ふ可らずと達せしよし
1882（明治15）年 9月1日	(略) 高山警察官は何に由て人民が自由を偕楽する所の豊年踊を禁止せし(略) 若し彼の京都府知事が都踊りを禁ぜし如き例に倣ふものとせば實に余計のお世話のみならず古風を破毀するの恐れあり(略) (略) 高山町ニテ豊年踊ヲスルヲ当署ヨリ行フベカラズト達セシ(略) 原来此ノ舞踏ハ日没ヨリ男女路上ニ群衆シ異様ノ姿ニテ喧噪ス(略) 大ニ風俗ヲ紊乱シ又往来ノ妨害甚ナカラズ
1882（明治15）年 9月16日	今日明日は例年の通東照宮の祭典に付ては當岐阜市街は町毎に思ひ思ひの俄踊りをなすよしなる(略)
1882（明治15）年 10月14日	下石津郡高須にて(略) 其祭典には大なる家形車を挽き出し車上にて数名の婦人は手踊りを為すなど實に立派なる祭典にてありたるよし
1887（明治20）年 11月3日	來る二六七日頃より鳥田村の若年輩は今より二十年前に一時流行せし川崎誦を催さんとて昨今大意気込なりと
1887（明治20）年 11月6日	多藝郡鳥田村に於て(略) 川崎躍ていふものを始めたり(略) 躍子には老若あり男女あり貴きや賤きの差別さくみな思ひ思ひの仮粧なり女にして男粧するものあり男にして女装に倣ふあり或は水干(略) 鞍馬の僧正坊然たるものなど絵て異様な打扮なり(略)

評価するとともに、西洋でも日曜日の舞踏はあり、豊年踊りを古風因習と混同すべきではない、との主張がなされていた。この年の4月には現在の岐阜市にあたる厚見群富茂登村で自由民権運動を掲げた自由党党首板垣退助が暴漢に襲われた事件が発生しており、踊りに関し「人民の自由」という表現が用いられたことについては、今後、解釈を深める必要があると考えられる。

3-2.2 盆踊り実施の様子を報じた記事（4件）

一方、上記の記事から約2週間後の9月16日¹⁹には、東照宮の例祭を翌日に控え、毎年岐阜市街では町ごとに思い思いの俄踊りがなされる風習があることが記載され、同様の実施を予告と読める記事が掲載された。俄踊りとは、座興のための滑稽な踊りのことである²⁰。さらに同年10月14日の記事²¹では、下石津群高須（現在の岐阜県海津市）の祭典に、大きな家形車が登場し、車上では数名の婦人による手踊りが行われ、盛大な祭典であったことが報告されていた。同年に豊年踊りが禁止されていることを考えると、上記の2件による踊りの実施からは、祭典にて行われる踊りは盆踊りより早い時期に許可された可能性や、以前から禁止の対象となっていなかったことが示唆された。

この記事から約5年後の1887（明治20）年11月3日²²、6日²³の記事からは、盆踊りの実施が確認された。11月3日の記事には、現在の岐阜県養老郡養老町にあたる島田村で10月26日、27日に川崎踊が行われるとして村が盛り上がりを見せていることが報じられた。さらに11月6日の記事では、参加者が10月28日夜に女装や男装、平安装束の一つである水干、鞍馬の天狗などの姿に扮し踊ったことが報じられた。両記事から、3日間にわたり川崎踊が行われ、仮装などを楽しむ様子から明治初期の禁止令がすでに形骸化していた可能性がうかがえた。また、記事に記載された「今より二十年前に一時流行せし川崎踊」という点にも注目することができる。曾我（2016）は、天保年間（1830～1843）、郡上藩より、踊りで被り物を付けることや、異装す

ることを禁じる通達が出されたことを指摘している。この指摘を踏まえると、1887（明治20）年に始められたとされる川崎踊は昔の盆踊りの姿を再現したものとも考えることができる。そうであるならば、一端、藩政時代に禁じられていた踊りが、明治政府による禁止以降、2度の禁止を越えて復活されたものであったといえる。なお、この踊りの名称は、現在の郡上おどりの演目の一つである「かわさき」との関連性をうかがわせるものであった。

1874（明治7）年の盆踊り禁止令公布以降、盆踊りは庶民によって復活されていた。この踊りの実施に加え、新聞に盆踊りや祭典での踊りの様子が記載されたことから、当時の岐阜県では、盆踊りを含む習俗的な文化への弾圧は弱まっていたと考えられる。また1887（明治20）年には、盆の時期とは異なる11月に庶民の自発性によって川崎踊が始められた。これは、当時の人々が既に、盆踊り復興という考えを持っていたことを示唆しており、大正初期における復興の土壌がこの時点で兆していた可能性が考えられた。

3-3. 郡上おどり保存会の取り組み

大正時代に入り、大正デモクラシーの風潮に乗って、郷土の歴史の見直しと伝統文化再興の運動が起こった。それに伴い、1922（大正11）年に郡上おどりの復興、普及を目指す「郡上おどり保存会」が設立された。

保存会は設立後、明治時代に禁止された盆踊りを復興させるため、「健全な娯楽として」、「健全な歌詞を精選」し、多種多様な踊りを「整理」した。つまり、時代の変容に対応させながら盆踊りを大衆化させ、発展させたのである。具体的に保存会が行ったことは、踊り種目の決定、踊り方の統一、歌詞の変更である。

3-3.1 踊り種目の決定

保存会は、踊り種目を10種目（まつさか、かわさき、新かわさき、三百、さわぎ、猫の子、やっちく、甚句、げんげんばらばら、さば（春駒））に限定し、正当化された踊り種目として定

めた。しかし、当時は明治時代の禁止令による空白により、一般には4種目（まつさか、かわさき、三百、やっちく）しか踊られておらず、踊りの形の普及や統一、大衆教育が必須の課題であった。

踊り種目が決定される前は、上記に加え、「源助さん」、「とやま」、「さのさ」などが岐阜県に存在した。「源助さん」は製糸工女が運んできた踊り歌であったが、1946（昭和21）年に保存会は、町内の郡上製糸、紡績に対し、この踊りを禁止した。現在、「源助さん」は岐阜県郡上市白鳥町にて開催される白鳥おどりの踊り種目となったが、その他の踊り「ばしょう」、「さのさ」、「しょんがい」は郡上おどりの種目統一により廃れてしまった。

3-3.2 踊り方の統一

保存会設立後から昭和初期にかけて、「かわさき」や「新かわさき」はより大衆うけする簡単で洗練された踊り方に改良された。囃子や鳴り物、笛が取り入れられたのもこの頃であり、これも大衆うけを狙ったものであった。このような踊りの大衆化により、郡上おどりは普及し、各地から招請されるようになった。また、広報の目的で行った出張公演のために、さらに踊り方が統一されていった。現在では、この整えられた踊りが基本となり、基本に忠実に踊れた観光客には免許状を交付するといった取り組みも行われている。

3-3.3 歌詞の変更

明治時代の禁止令をうけ、郡上おどりの様々な演目の歌詞のうち公序良俗に反するものは除かれた。歌詞を変更する場合、郡上の地域的特徴をより鮮明にすることが意識された。

1940（昭和15）年には歌詞の懸賞募集が行われ、270首の応募があった。さらに1955（昭和30）年には「八幡町無形文化財指定」を契機として歌詞の一般募集が実施された。これには、地元の八幡町をはじめ郡内外、名古屋、東京など多くの地域から応募があり、採用された歌詞は現在でも残っている。

上記の背景により歌詞は変更され、その後定型化された。歌詞が定型化される以前は、踊り手が踊りながら音頭を取っていた。そのため、当時の人々はそれぞれの踊り種目のうたを唄うことができた。音頭取りは基本、その当時の歌詞を唄うが、音頭の取り合いになると即興で相手を嗜めるような歌詞を唄った。しかし、歌詞が定型化されてからは、音頭を取るのには保存会会員の役目となった。

上記の保存会の取り組みにより、誰にでも踊れる健全な娯楽となった郡上おどりに多くの観光客が参加するようになった。保存会は、観光客への対応として、パンフレット（踊り本）を発行し、またさらなる観光化に向けて、他県での郡上おどりの開催や、踊り方を教える講習会を行っている。

本検討から、保存会による取り組みが、当時盆踊りを希求していた人々を惹きつけたことが明らかとなった。しかし、保存会が盆踊りを「大衆化」することで復興させたことにより、岐阜県に根付いていた「ばしょう」、「さのさ」などの他のおどりが消失し、また盆踊りが本来もつ解放性や音頭の取り合い、返し歌などから生まれる即興性、おどりの自由さを失わせてしまった。さらには、伝承の方向性が観光客に変わったことにより、地元の人々と盆踊りの結びつきを弱くしてしまったと考えられる。

4. まとめ

本研究では、岐阜県を事例に、盆踊り禁止の背景や、保存会による盆踊り復興の取り組みを明らかにした。

盆踊り禁止令を検討した結果、盆踊りは岐阜県令によって老幼男女が群集する場であるとされ、盆踊りに時日を費やすことは無益であると認識されたことが明らかになった。また、手踊りの禁止令は、学齢の子女のみが対象であった。これは、1872（明治5）年の学制に影響を受けたものであり、学齢の子女にとって手踊りが教育上良くないものと認識された。岐阜県令は、盆踊りや手踊りなどの伝統的身体文化を、

禁止令を公布することによって否定し、明治政府が目指す「近代的な社会秩序」に適應する身体であることを強制した。さらに、岐阜県がこれまでの生活に根付いてきた旧来の文化を弾圧したことは、明治政府の掲げた政策を人々に普及させる一つ的手段であったと考えられる。

その一方で、地方新聞の検討から、1882（明治15）年以降に祭典での俄踊りや手踊りの実施が確認された。しかし、同年に豊年踊りを禁じる記事が出されていたことから、岐阜県において、祭典にて行われる踊りはもともと禁止されていなかった可能性や、盆踊りより早い時期に許可された可能性が示唆された。

また、1887（明治20）年には、現在の郡上おどりの一つと考えられる川崎踊が3日間に渡り行われていた。川崎踊は20年前に一時流行したものであり、地元の人々によって自発的に始められた。これは、当時から盆踊り復興への動きがあったことを示していると共に、郡上おどりが、他の三大盆踊り（西馬音内盆踊り、阿波踊り）よりも、早い時期に保存会が設立されたことに関係していると考えられる。

また、異装や仮装で行われた川崎踊は、江戸時代、明治時代と2度抑圧された解放性を復活させたものでもあった。1882（明治15）年の豊年踊りの禁止では、異装や仮装が問題視された。しかし、わずか5年後には異装や仮装の姿で盛大に盆踊りが行われていたことから、すでに禁止令は形骸化していたと考えられる。

1922（大正11）年に設立された保存会は、岐阜県の盆踊り復興に向けて、時代の変容に対応させながら盆踊りを大衆化させ、発展させた。具体的には、当時岐阜県に存在した踊りから10種目を選定し、郡上おどりの正当化された踊り種目として定めた。この踊り種目の決定により、選定されなかった踊りは廃れることとなってしまった。また、郡上おどりを普及するため、踊りを簡易的なものに改良し、広報用に踊りを統一した。現在はこの整えられた踊りが基本とされている。さらに保存会は、伝承されてきた歌詞から、公序良俗に反する箇所を削除し、郡上の地域的特性を唄った歌詞へと変更し定型化

させた。こうした保存会による盆踊りの大衆化は、盆踊りがもつ解放性や、即興性、自由さを消失させた。

本研究で明らかにした岐阜県における盆踊りの禁止から復興の歴史背景と、伝統文化が抱える現代の問題を直接結びつけることはできない。しかしながら、盆踊り復興の過程で上記の要素が消失したと、現在の地元の人々による踊り離れという問題とを切り離して考えることはできないのではないだろうか。1887（明治20）年にみられた川崎踊においても人々は身体の解放性を求めていた。つまり、地元の人々は盆踊り本来がもつ要素を希求し復興したが、伝承の方向性が観光客に向いてしまったことにより、踊り場から離れてしまったのである。今後、文化庁の指摘する文化財の活用を通して地域を活性化させるためには、時代の流れの中で変容する文化の本質を捉えながらその価値を認識することが重要であると考えられる。

本研究において、復興の背景については一次史料を検討することができず、保存会設立に関する議論の検討や、盆踊り復興に関する人々の反応を読み取ることができなかった。今後の課題として、保存会設立当時の議事録や、大正時代の新聞記事を検討していく。

この研究報告は2017年度中京大学体育研究所共同研究費による研究成果と笹川スポーツ財団の『笹川スポーツ研究助成』の助成金を受けた研究成果によって構成されています。



参考文献

- 1 小林直弥（2011）盆踊りの研究Ⅲ－近現代における盆踊りの存在意義とその役割－、日本大学芸術学部紀要：27-38。
- 2 足立重和（2004）地域づくりに働く盆踊りのリアリティ－岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例から－、フォーラム現代社会学（3）：83-95。
- 3 文化庁（不明）文化芸術の振興に関する基

- 本的な方針、http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/index.html (2019年1月8日閲覧)。
- 4 太田成和 (1961) 郡上八幡町史下巻、平和印刷株式会社。
 - 5 1に同じ。
 - 6 池間博之 (1983) おどりと日本人、ぎょうせい。
 - 7 小寺融吉 (1941) 郷土舞踊と盆踊、桃蹊書房。
 - 8 文化庁 (1996) 国指定重要文化財等データベース、<http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp> (2018年2月28日閲覧)。
 - 9 岐阜県教育委員会 (2003) 岐阜県教育史 通史編 近代一、共同印刷株式会社。
 - 10 岐阜市歴史博物館 (1988) 「岐阜日日新聞」見出し一覧、岐阜市歴史博物館。
 - 11 岐阜県議会史編纂委員会 (1983) 岐阜日日新聞記事目録 上・下、岐阜県議会史編纂委員会。
 - 12 郡上おどり保存会 (2005) 郡上おどり、八幡地域振興事務所産業振興課。
 - 13 「歴史探訪 郡上八幡」編集委員会 (1998) 歴史探訪 郡上八幡、八幡町教育委員会。
 - 14 郡上おどり史編纂委員会 (1993) 歴史でみる郡上おどり、八幡町。
 - 15 文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317586.htm (2019/01/16 閲覧)。
 - 16 9に同じ。
 - 17 岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞:1882 (明治15) 年8月26日、2面。
 - 18 岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞:1882 (明治15) 年9月1日、2面。
 - 19 岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞:1882 (明治15) 年9月16日、2面。
 - 20 松村明 (2006) 大辞林、第3版、三省堂、p.1941。
 - 21 岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞:1882 (明治15) 年10月14日、2面。
 - 22 岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞:1887 (明治20) 年11月3日、3面。
 - 23 岐阜日日新聞社「川崎躍り」岐阜日日新聞:1887 (明治20) 年11月6日、3面。